

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領 1～7 【省 略】 附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。 附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。 附則 この要領は、令和7年4月1日から適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年6月1日から適用する。</u> (別紙) 衛星通信サービス等の利用に関する試行について 1. ～ 3. 【省 略】 4. 費用の負担 衛星通信サービス等の利用に係る費用は、設計変更時に必要額を積上げ計上する。なお、積上げ方法については下記の通信手段選択フローを参考にする。こと。 【通信手段選択フロー】	富山県農林水産部所管工事における遠隔臨場に関する試行要領 1～7 【省 略】 附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。 附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。 附則 この要領は、令和7年4月1日から適用する。 <u>【 新 規 】</u> (別紙) 衛星通信サービス等の利用に関する試行について 1. ～ 3. 【省 略】 4. 費用の負担 衛星通信サービス等の利用に係る費用は、設計変更時に必要額を積上げ計上する。なお、積上げ方法については下記の通信手段選択フローを参考にする。こと。 【通信手段選択フロー】	附則を追記 ※印の追加

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
<u>※ データ通信環境下にあっても通信速度低減等により、遠隔臨場が成立しない場合は「困難」とする。</u> 【積み上げ項目】 ①衛星通信機器の賃料 ②月々の通信料 ③その他（必要な付属品、アプリのライセンス代等）※設置・設定費は除く １）①の枠に該当する場合 山間奥地等の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、衛星通信機器の活用により機材設置の手間が少ないことから、緊急連絡体制の確保に必要な通信手段として経費を計上することができるものとする。 衛星通信機器の費用は原則リース代金とし、受注者から見積もりを徴収し、全て共通仮設費の安全費に積上げ計上すること。リース不可の場合は、通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。 <u>【 削 除 】</u> ２）②の枠に該当する場合 衛星通信機器は、通信環境が脆弱でデータ通信が困難な場所での遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、衛星通信機器の活用により機材設置の手間が少ないことから、経費の計上をすることができるものとする。 衛星通信機器の費用は原則リース代金とし、受注者から見積もりを徴収し、全て共通仮設費の技術管理費に積上げ計上すること。リース不可の場合は、通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。 <u>【 削 除 】</u> <積算例> 【 省 略 】 【留意点】 <u>・ １）、２）により積上げ計上した経費は、現場管理費率及び一般管理費率の対象外とする。</u> ・発注者が所有する機器等を使用する場合は費用を負担しないこととするが、追加で機器が必要となった場合は受発注者間で協議のうえ費用を算出する。 ・機器等を当該工事以外と共有して利用する場合は、費用の計上については対象外とする。 ・発電機やポータブル電源等、従来の費用と分離して計上することが困難なもの（衛星通信機器は除く）は対象外とする。 ５． ～ ６． 【省 略】	<u>【 新 規 】</u> 【積み上げ項目】 ①衛星通信機器の賃料 ②月々の通信料 ③その他（必要な付属品、アプリのライセンス代等）※設置・設定費は除く １）①の枠に該当する場合 山間奥地等の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、衛星通信機器の活用により機材設置の手間が少ないことから、緊急連絡体制の確保に必要な通信手段として経費を計上することができるものとする。 衛星通信機器の費用は原則リース代金とし、受注者から見積もりを徴収し、全て共通仮設費の安全費に積上げ計上すること。リース不可の場合は、通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。 <u>なお、現場管理費率及び一般管理費率の対象とする。</u> ２）②の枠に該当する場合 衛星通信機器は、通信環境が脆弱でデータ通信が困難な場所での遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、衛星通信機器の活用により機材設置の手間が少ないことから、経費の計上をすることができるものとする。 衛星通信機器の費用は原則リース代金とし、受注者から見積もりを徴収し、全て共通仮設費の技術管理費に積上げ計上すること。リース不可の場合は、通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。 <u>なお、現場管理費率及び一般管理費率の対象外とする。</u> <積算例> 【 省 略 】 【留意点】 <u>【 新 規 】</u> ・発注者が所有する機器等を使用する場合は費用を負担しないこととするが、追加で機器が必要となった場合は受発注者間で協議のうえ費用を算出する。 ・機器等を当該工事以外と共有して利用する場合は、費用の計上については対象外とする。 ・発電機やポータブル電源等、従来の費用と分離して計上することが困難なもの（衛星通信機器は除く）は対象外とする。 ５． ～ ６． 【省 略】	注 釈 内 容 の 追 記 字 句 削 除 字 句 削 除 字 句 追 加